

西表小中学校いじめ防止基本方針

令和5年6月策定

1 いじめの定義

「いじめ」とは、「児童生徒に対して、当該児童生徒が在籍する学校に在籍している等当該児童生徒と一定の人的関係のある他の児童生徒が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものも含む）であって、当該行為の対象となった児童生徒が心身の苦痛を感じているもの。」とする。なお、起こった場所は学校の内外を問わない。「いじめ」の中には、犯罪行為として取り扱われるべきと認められ、早期に警察に相談することが重要なものや、児童生徒の生命、身体又は財産に重大な被害が生じるような、直ちに警察に通報することが必要なものが含まれる。これらについては、教育的な配慮や被害者への意向への配慮のうえで、早期に警察に相談・通報の上、警察と連携した対応をすることが必要である。

法が定義するいじめに該当する場合、事案を法第22条の学校いじめ対策組織へ情報共有することが必要となる。具体的ないじめの態様は、以下のようなものがある。

- ・冷やかしかからかい、悪口や脅し文句、嫌なことを言われる
- ・仲間はずれ、集団による無視をされる
- ・軽くぶつかられたり、遊ぶふりをして叩かれたり、蹴られたりする
- ・ひどくぶつかられたり、叩かれたり、蹴られたりする
- ・金品をたかられる → 金品を隠されたり、盗まれたり、壊されたり、捨てられたりする
- ・嫌なことや恥ずかしいこと、危険なことをされたり、させられたりする
- ・パソコンや携帯電話等で、誹謗中傷や嫌なことをされる 等

2 西表小中学校いじめ防止基本方針について

(1) 目的

いじめは、いじめを受けた子どもの教育を受ける権利を著しく侵害し、その心身の健全な成長や人格の形成に重大な影響を与えるだけでなく、生命又は身体に重大な危険を生じさせるおそれがある。

竹富町立西表小中学校は、学校や家庭、地域が連携し、いじめ問題の克服に向けて取り組むため、「いじめ防止対策推進法」（平成25年法律第71号）第13条の規定に基づいて策定「いじめの防止等のための基本的な方針」の改訂及び「いじめの重大事態の調査に関するガイドライン（通知）」により、いじめの未然防止やいじめの早期発見、いじめの対処のための対策を総合的かつ効果的に推進する「西表小中学校いじめ防止基本方針」を策定した。

(2) 基本理念

いじめ防止等対策は、いじめが全ての子どもにかかわる問題であることから、子どもが安心して学習や活動に取り組むことができるように、学校の内外を問わずいじめがなくなることを目指して行うことが重要である。

また、いじめ防止等対策は、いじめがいじめられた子どもの心身に深刻な影響を及ぼし、繰り返しのつかない状況も生み出す行為であることについて、子どもが十分に理解できるように行うことが必要である。

加えて、いじめ防止等対策は、国や県、市、学校、家庭、地域住民だけでなく、その他の関係者、関係機関がいじめ問題の克服を目指し、連携して取り組むことが大切である。

3 学校におけるいじめ防止等対策のための組織【別図1】

(1) 生徒指導委員会

校長、教頭、生徒指導主任、養護教諭、学級担任等からなる、いじめ防止等の対策のための生徒指導推進委員会を設置し、必要に応じて委員会を開催する。

(2) 職員会議での情報交換及び共通理解

適宜、全教職員で配慮を要する児童生徒について、現状や指導についての情報交換及び共通理解を図る。

4 いじめの未然防止、早期発見、早期対応等に関する取組【別表1】

全ての児童生徒を対象に、①発達支持的生徒指導として、人権教育や市民性教育を通じて、「多様性を認め、他者を尊重し、互いを理解しようと努め、人権侵害をしない人」に育つように働きかけたり、②課題未然防止教育として、道徳科や学級・ホームルーム活動等において法や自校のいじめ防止基本方針の理解を深めるとともに「いじめをしない態度や能力」を身に付けるための取組を行う。さらに、③課題早期発見対応として、日々の健康観察、アンケート調査や面談週間を実施するなどしていじめの兆候を見逃さないようにして、早期発見に努める。予兆に気付いた場合には、被害（被害の疑いのある）児童生徒の安全確保を何よりも優先した迅速な対処を心がけ、同時に、学校いじめ対策組織（生徒指導委員会）へ状況を報告し、継続的な指導・援助が必要な場合は、④困難課題対応の生徒指導として、丁寧な事実確認とアセスメントに基づき、いじめ解消に向けた適切な対応を組織的に進めていく。保護者とも連携しながら、被害児童生徒の安全・安心を回復するための支援と心のケア、加害児童生徒への成長支援も視野に入れた指導、両者の関係修復、学級の立て直しなどを早急に行う。

5 ネット上でのいじめの対応【別図2】

インターネットには、匿名性、拡散性などの特徴があり、児童生徒へ指導や啓発を行う際には、こうした特質を十分に把握しながら進めることが肝要である。また、インターネットの問題はトラブルが起きてしまうと完全に解決することが極めて難しいため、未然防止を含めて対策を講じるための体制を事前に整えておくことが必要である。その際、学校だけで取り組むことは難しいため、それぞれの関係機関等と連携しながら「チーム学校」として対策を進めていく。

6 重大事態への対応【別図3】

重大事態とは、

(1) 児童等の生命、心身又は財産に重大な被害が生じた疑いがあると認めるとき

- ・ 生徒が自殺を企図した場合
- ・ 身体に重大な傷害を負った場合
- ・ 金品等に重大な被害を被った場合
- ・ 精神性の疾患を発症した場合 など

(2) 相当の期間学校を欠席することを余儀なくされている疑いがあると認めるとき

- ・ 年間30日を目安とし、一定期間連続して欠席しているような場合 など

※ 生徒や保護者からいじめられて重大事態に至ったという申し立てがあった時は、学校にその認識がなくとも、重大事態が発生したものとして報告・調査等にあたる。

7 教育委員会や関係機関等との連携

(1) いじめにより児童生徒の生命、心身又は財産に重大な被害が生じた疑いや、相当の期間学校を欠席することを余儀なくされている疑いがあるなどの重大事態が発生した場合は、速やかに教育委員会に報告し、その後の調査の仕方などの対応について指導を受ける。これは、児童生徒や保護者からいじめにより重大事態に至ったという申し出があった場合も同様とする。

(2) いじめの内容が犯罪行為として取り扱われるべきものであると認めるときは、所轄警察署と連携して対処する。また児童生徒の生命、身体又は財産に重大な損害が生じる恐れがあるときは直ちに所轄警察署に通報し、適切に援助を求める。

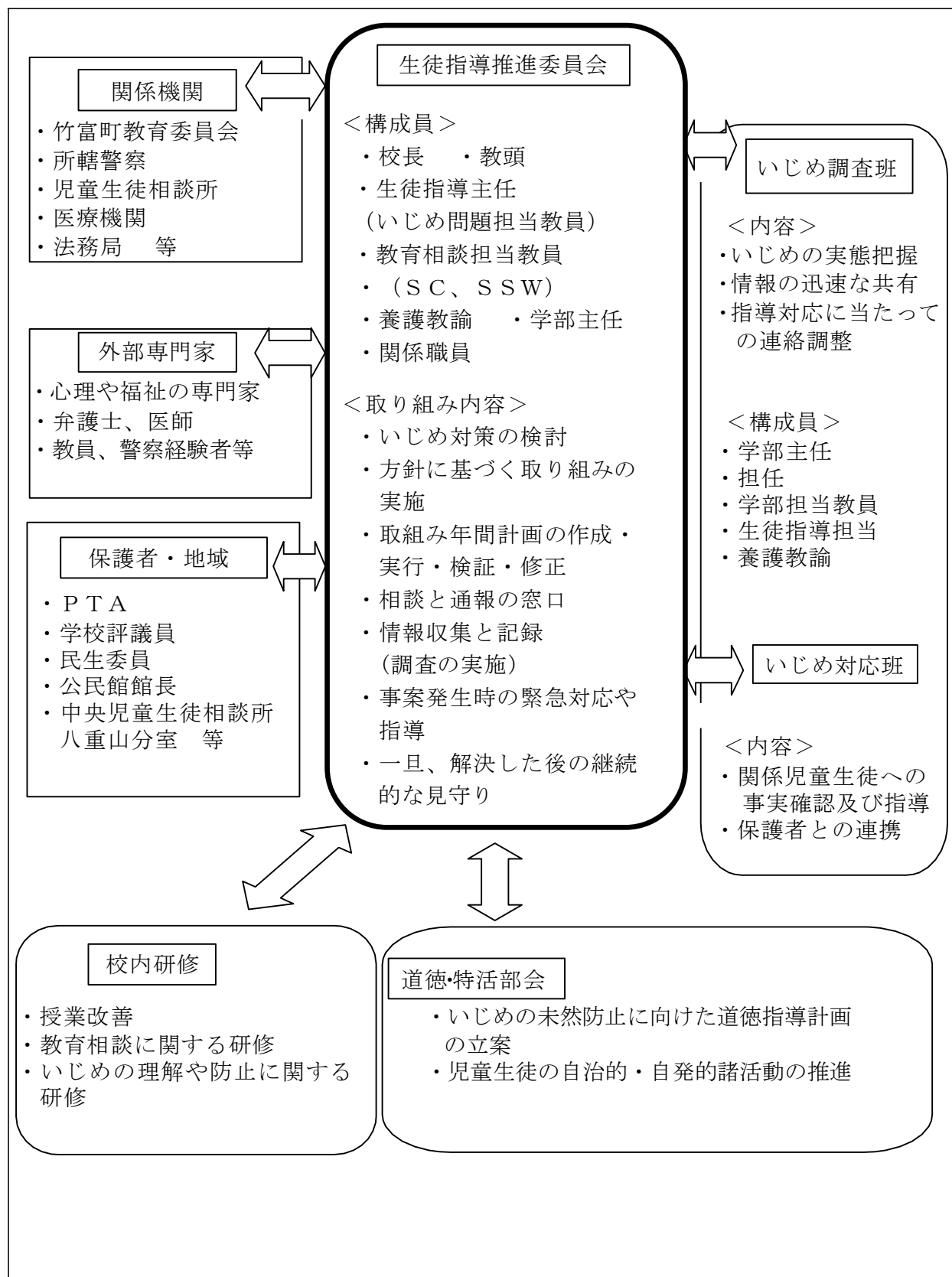
8 保護者への連絡と支援・助言

いじめが確認された場合は、保護者に事実関係を伝え、いじめを受けた児童生徒とその保護者に対する支援や、いじめを行った児童生徒の保護者に対する助言を行う。また、事実確認により判明した、いじめ事案に関する情報を適切に提供する。

9 懲戒権の適切な行使

教育上必要があると認めるときは、学校教育法第11条の規定に基づき、いじめを受けた児童生徒の保護を第一に、いじめを行った児童生徒に対して適切に懲戒を加えることがある。その際は教育的配慮に留意し、児童生徒が自らの行為を理解し、健全な人間関係を育むことができるように促していくこととする。

【別図１】学校におけるいじめ防止等対策のための組織



【別表1】いじめの未然防止、早期発見、早期対応等に関する取組

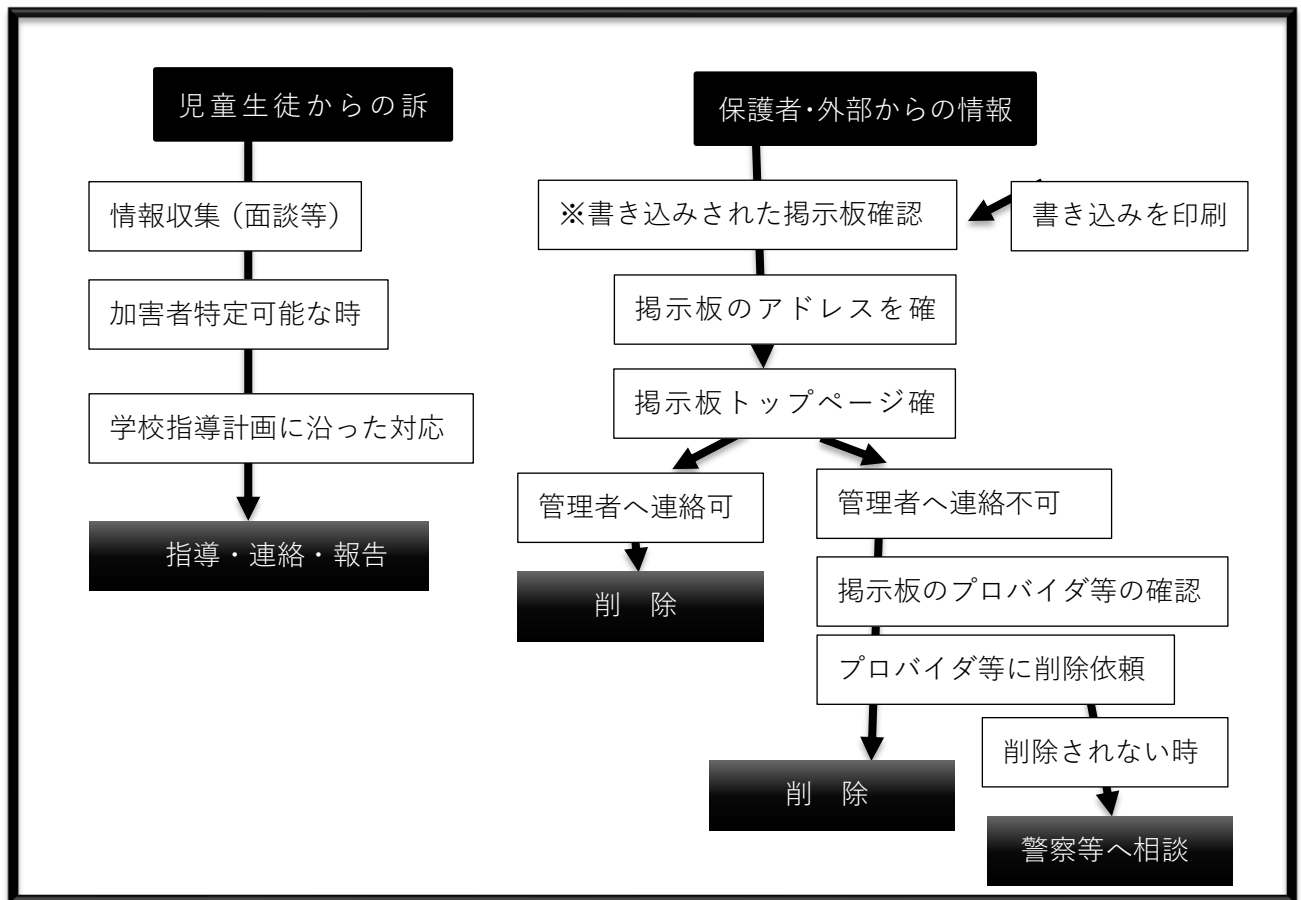
I 学校全体としての取組

			児童生徒へ直接かかわる取組内容	保護者との連携や依頼内容
いじめの未然防止			○個々の価値観等の理解（道徳・特活） ○道徳教育の充実（人権教育、情報モラル） ○正しい判断力の育成（道徳・特活） ○奉仕の体験活動への積極的取組	○自他の物を区別し、大切に扱う心の育成 ○携帯電話、インターネット、ゲーム等の使用についての約束作り ○生活の様々な機会を通し善悪の判断を育成 ○地域行事等での様々な活動への参加
いじめの早期発見			○集団から離れて一人での児童生徒への声かけ ○個別面談や生活アンケートによる情報収集 ○文房具等の持ち物にいたずらや紛失があった際の即時対応と原因追究	○日常的・積極的な子どもとの会話 ○服装の汚れや乱れ、ケガのチェック ○子どもの持ち物の紛失や増加に注意
いじめの早期対応	暴力を伴ういじめ	いじめられた側	○本人や周囲からの聞き取りによる、身体的・精神的な被害の的確な把握、迅速な初期対応 ○休憩時間や登下校時にも教師による見回りを行うなど被害が継続しない体制作り ○いじめの原因や背景による根本的な解決	○子どもを守る強い姿勢を見せることと、子どもの話をよく聞くことでの事実や心情的把握 ○問題解決へ向けた学校の方針への理解と協力
		いじめた側	○事実を確認し、「いじめは全体に許さない」という毅然とした態度でいじめを阻止 ○いじめの原因や背景による根本的な解決 ○関係機関（警察、児童生徒相談所等）との連携	○いじめられた児童生徒を守る対応をすることへの理解 ○事実の冷静な確認と子どもの言い分を聞くこと ○被害児童生徒・保護者への適切な対応（謝罪等）
	暴力を伴わないいじめ	いじめられた側	○本人や周囲からの聞き取りによる、精神的な被害の的確な把握、迅速な初期対応 ○休憩時間や登下校時にも教師による見回りを行うなど被害が継続しない体制作り ○いじめの原因や背景による根本的な解決	○子どもを守る強い姿勢を見せることと、子どもの話をよく聞くことでの事実や心情的把握 ○問題解決へ向けた学校の方針への理解と協力
		いじめた側	○事実を確認し、「いじめは絶対に許さない」という毅然とした態度でいじめを阻止 ○いじめの原因や背景の調査による根本的な解決 ○関係機関（教育相談、カウンセラー等）との連携	○いじめられた児童生徒を守る対応をすることへの理解 ○事実の冷静な確認と子どもの言い分を聞くこと ○被害児童生徒・保護者への適切な対応（謝罪等）
	行為がわかりにくいいじめ	いじめられた側	○苦しい気持ちへの共感と、「いじめから全力で守る」ことの約束 ○本人や周囲からの聞き取りによる、つらさの的確な把握、迅速な初期対応 ○いじめの原因や背景の調査による根本的な解決	○子どもを守る強い姿勢を見せることと、子どもの話をよく聞くことでの事実や心情的把握 ○問題解決へ向けた学校の方針への理解と協力
		いじめた側	○事実を確認し、「いじめは絶対に許さない」という毅然とした態度でいじめを阻止 ○いじめの原因や背景の調査による根本的な解決 ○関係機関（カウンセラー等）との連携	○いじめられた児童生徒を守る対応をすることへの理解 ○事実の冷静な確認と子どもの言い分を聞くこと
	直接関係がない児童生徒		○傍観することがいじめに加担することと同じであること、いじめられた児童生徒の苦しさの理解 ○言いなりにならず、自分の意志で行動することの大切さの指導	○いじめに気付いた場合、傍観者とならず学校や保護者へ通告できるように指導 ○どんな場合でもいじめの側や傍観者にならない強い意志を育成

II 家庭や地域との連携

各家庭（PTA）での取組	○子どもに関心を持ち、寂しさやストレスに気付くことのできるような啓発（PTA教育講演会の実施等） ○子どものがんばりをしっかり認めて褒めること、いけない時にははっきりと叱ることの実践啓蒙 ○父親の子育てへの積極的参加を啓発
地域での取組	○子どもたちへの積極的なあいさつと声かけの依頼 ○広場や近所等で困っている子どもへの積極的な声かけと

☆対応の流れ



※【書き込み削除へ具体的対応】

- 1, 書き込みのあったプロフ等の URL（ウェブサイトのアドレス）を控え、書き込み内容を確認し、プリントアウトし内容を保存する。
- 2, トップページを表示し、「管理者メール」「お問い合わせ」をクリックする。
- 3, 管理者に削除依頼内容を書き込み、メールする。
- 4, 管理者が不明な場合や依頼しても削除されない場合は、プロバイダ（サービス提供会社等）に削除依頼する。
- 5, 管理者やプロバイダに依頼しても削除がなされなければ、警察や法務局へ相談する。

いじめの疑いに関する情報

- 「いじめ防止対策委員会」等で、いじめの疑いに関する情報の収集と記録、共有。
- いじめの事実確認を行い、結果を町教育委員会へ報告

重大事態の発生

- 町教育委員会に重大事態の発生を速やかに報告。（町教育会から町長へ報告）
 - ア）「生命、心身又は財産に重大な被害が生じた疑い」がある場合。
（児童・生徒が自殺・自傷行為を企図した場合等）
 - イ）「相当の期間学校を欠席することを余儀なくされている疑い」がある場合。
（30日間を目安。一定期間連続して欠席しているような場合などは、迅速に調査に着手する。）

町教育委員会が、重大事態の調査の主体を判断する

学校が調査主体の場合・・・町教育委員会の指導・助言のもと、以下のような対応に当たる。

学校に重大事態の調査組織を設置（いじめ防止緊急対策委員会）

※組織の構成については専門的知識を有している者、当該いじめ事案の関係者と直接人間関係又は特別の利害関係を有しない第三者の参加を図り、当該調査の公平性・中立性を確保する。

※第22条及び西表小中学校いじめ防止基本方針に基づく「いじめ防止緊急対策委員会」を母体とする。

調査組織で、事実関係を明確にするための調査を実施

※いじめ行為の事実関係を、可能な限り網羅的に明確にする。この際、因果関係の特定を急がず、客観的な事実関係を速やかに調査する。

※学校側に不都合があったとしても、事実に向かって向き合い、対応に当たる。

いじめを受けた児童・生徒及びその保護者に対して情報を適切に提供

※調査により明らかになった事実関係について、情報を適切に提供する。（適時・適切な方法で経過報告）

※関係者の個人情報に十分配慮するが、個人情報保護をたてに説明を怠るようなことはしない。

※得られたアンケートは、いじめられた児童・生徒や保護者に提供する場合があることを念頭に置き、調査する。

調査結果を町教育委員会に報告※町教育委員会から町長に報告

※いじめを受けた児童・生徒又はその保護者が希望する場合には、いじめを受けた児童・生徒又はその保護者の所見をまとめた文書の提供を受け、調査結果に添える。

調査結果を踏まえた必要な措置

町教育委員会が調査主体の場合…町教育委員会の指示のもと、必要な資料や情報を提供。